

7 学校給食の辞退や配食、学校給食費の返還や減額

学校給食の辞退について、事前に所定の様式、方法による届出等に基づき把握している場合で、なおかつ食材料のキャンセルが可能である場合は、できる限り学校給食費を返還又は減額して徴収する。

辞退や配食（再開、新規開始）に係る手続き、辞退に伴い学校給食費を徴収しない事例、返還（減額）する事例の内容は、各実施者や調理場により食材料の購入状況が異なるため、各自治体の条例、教育委員会の規則、要綱、要領、内規等で定め、その内容を毎年度初めにあらかじめ保護者等へ周知することで透明性を確保するとともに、徴収金額に係る行き違いを防ぐことに努める。

(1) 学校給食費の辞退、配食に係る手続き

ア 辞退、配食届出対象者

病休や入院等による休学、転出、転入、その他理由のある者

イ 学校給食の辞退や配食の届出の処理

保護者等から届出があった場合の関係職員への情報共有方法(確認者及び確認順)を定め、適正に処理する。

ウ 学校給食費の辞退や配食に係る手続き

学校給食費の辞退、配食に係る手続きは、例規等に基づき適正に処理する。

※ 学校行事、学年行事、クラス行事、部活動に関して欠食する場合は、関係教職員がそれを取りまとめ、関係職員に連絡する体制を整えておく。

(2) 学校給食費の返還又は減額に係る取扱い

ア 病気・けが等による欠席の場合やその他学校長等が認める理由により学校給食を停止する場合は、欠食した日数のうち食材料のキャンセルが可能な日数分の学校給食費を返還又は減額して徴収する。

イ 一部の食材料しかキャンセルできない場合や、突発的な事件、事故等の理由で多くの人数に返還又は減額徴収をしなければならないケースでそれが困難又は著しく業務の負担となる場合は、学校給食が年間単位で計画的に実施されるものであることから、食材料で調整することも可能である。

この場合は、保護者等に学校給食費の返還又は減額徴収の扱いとはせず、今後実施する学校給食の食材料で調整する旨を周知（通知）し、承諾を得ておく。

ウ 学級担任や行事担当者等は、日頃から児童生徒の出欠状況を把握し、欠食する場合は速やかに変更届の届出等（資料編5頁）の手続きを行うよう指導したり、学校行事等の内容によっては、自らそれを行う。

エ 辞退に係る届出で学校給食費の返還又は減額徴収、配食に係る届出は歳入（収入）に直接関わる根拠書類であるため、適切に保存する。

※ 本人の都合による急なキャンセルや感染症等で急遽短期間休校（学年閉鎖・学級閉鎖）になった場合等は食材料の発注の関係でキャンセルができないため、学校給食費を返還できないことを例規等に定め、その内容を保護者（児童生徒）等に毎年度初めに周知することが望ましい。

※ 試食を予定している委員会等において、その直前に提供予定者からキャンセルがあった場合は、急なキャンセルには応じられない場合もあるので、このような場合は、学校給食費相当額の納付を受けることもある旨を試食会の案内等に記載する等で通知しておく。